片品村地方就職支援金事業について

片品村では、東京圏の大学生の卒業時の群馬県内へのUIJターン就職を促進し、地域の活性化に資する人材を確保するため、本村へ移住予定者の就職活動に伴う交通費の一部を支給する事業を、令和6年度から新たに開始します。

なお、支援金の支援を受けた人については、国が定める地方就職学生支援事業に沿って、令和7年度に移転費の支給を予定しています。詳細は決まり次第掲載します。

支給の対象となる人

次の１～４のすべてを満たす人が支援の対象となります。

１　移住元の要件

・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏※１内（条件不利地域※２を除く。）のキャンパスに原則４年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

・大学の卒業年度において、東京圏※１（条件不利地域※２を除く。）に継続して在住していること。

※１　東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。

※２ 条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 東京 | 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |
| 埼玉 | 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町 |
| 千葉 | 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 |
| 神奈川 | 山北町、真鶴町、清川村 |

■対象となる大学・学部（キャンパス）一覧のPDFファイル

２　移住先の要件

・群馬県内に所在する企業に就職することが内定していること

・大学卒業後に上記内定企業に就職し、本村に移住する意思を有していること。

３　地域の担い手としての役割に関する要件

□就職先に関する要件

　・勤務地が群馬県内に所在すること。

　・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

　・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

　・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

　・就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

□就業条件等に関する要件

・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

・本村から通勤可能な群馬県内への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

４　その他の要件

・片品村暴力団排除条例（平成23年片品村条例第号）第条に規定されている者（以下「暴力団等」という。）でないこと。

・日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

・その他群馬県知事又は村長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

支給金額

「2024年度卒業・修了予定者の就職、採用活動日程に関する考え方（令和4年11月30日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議決定）」に沿った卒業年度の6月1日以降の採用面接にかかる交通費として、下記のいずれかの額を支給します。なお、正式な内定日は卒業年度の10月1日以降であるものとして、支給は1人につき1回限りとなります。

※交付金額に100円未満端数が生じた場合は、100円未満切り捨て。交付金額が100円未満である場合は、1円未満切り捨てとします。

就職活動の実施場所が群馬県内の場合6,000円

ただし、就職先企業が交通費の一部を支給している場合は、群馬県の旅費規定に基づく往復交通費（12,000円）から企業負担分を差し引いた額の2分の1以内の自己負担額

就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場合の2分の1以内

申請方法

支給を受けようとする人は、次に掲げる提出書類を、村へ提出してください。（郵送も可）

○申請期間

令和6年10月1日（火）から

※ただし、予算額に達し次第、受付を終了します。

○提出書類

・地方就職支援金支給申請書

・写真付き身分証明書の写し

・大学の在学証明書

・交通費の領収書

・内定証明書

・移住元の住所を確認できる書類

・地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人氏名）が確認できるものに限る。）

・その他交付要件に該当することを証する書類

○交付決定

申請書類の審査終了後、交付決定通知書を交付いたします。

〔様式等〕

■片品村地方就職支援金交付申請書

■片品村地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

■片品村地方就職支援金事業に係る個人情報の取扱い

■内定証明書

地方就職支援金の返還について

・虚偽の申請をした場合

・居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

・申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

・申請日から１年以内に本村に転入しなかった場合

・就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合

・本村への転入日から3年未満で本村から転出した場合

・本村への転入日から3年以上5年以内に本村から転出した場合半額の返還